

センサネットワークとモバイルインテリジェンス(SeMI)研究専門委員会における  
優秀発表賞・年間最優秀発表賞・若手研究奨励賞の選奨規程

センサネットワークとモバイルインテリジェンス研究専門委員会

平成 31 年 4 月 1 日制定

令和 4 年 3 月 16 日改定

センサネットワークとモバイルインテリジェンス研究専門委員会における「優秀発表賞」、  
「年間最優秀発表賞」、「若手研究奨励賞」の選定は、本規程によって行う。

- 1) センサネットワークとモバイルインテリジェンス研究専門委員会が扱う技術分野における研究開発および発展普及を目的とし、本研究専門委員会が主催する研究会において、特に優れた発表を行なった者の表彰または奨励を行う。
- 2) 選奨の種類は次の通りとする。
  - a) 優秀発表賞
    - ・研究会における発表で、特に聴講者へ強いインパクトを与えたもの
    - ・研究会における発表で、特に活発な議論の呼び水になったもの
  - b) 年間最優秀発表賞
    - ・年度単位で優秀発表賞の中から最も優れたもの
  - c) 若手研究奨励賞
    - ・33 歳未満の優れた若手による発表で、奨励される研究発想、斬新さを保持するもの
- 3) 各賞を選定するため、センサネットワークとモバイルインテリジェンス研究専門委員会に同研究専門委員会委員長、副委員長、顧問、幹事、幹事補佐、専門委員(以下、選奨委員と呼ぶ)により構成される内賞選奨委員会を設置し、研究専門委員会委員長を内賞選奨委員長とする。
- 4) 選奨委員は、優秀発表賞、若手研究奨励賞について、研究会終了後に会場もしくは電子メールで行う内賞審査会において、別途定めるフォーマットにより審査し推薦を行う。また、優秀発表賞について、年度毎もしくは半期毎に、対象期間を通じた発表の中から優れたものを審査し、推薦を行う。年間最優秀発表賞について、各年の最終研究会開催後に、対象期間全体を通じた優秀発表賞の中から最も優れたものを審査し、推薦を行う。優秀発表賞と若手研究奨励賞の選定は独立であり、重複して受賞することを妨げない。
- 5) 各賞の受賞候補者は次の通りとする。
  - a) 優秀発表賞
    - ・研究会での講演数の一定割合を原則とする。

- b) 年間最優秀発表賞
  - ・各年の対象期間全体を通じた優秀発表賞の中から最も優れたものについて、優秀発表賞を年間最優秀発表賞に換えて表彰する。
- c) 若手研究奨励賞
  - ・研究会あたり1名程度を原則とする。
- 6) 各賞の表彰及び賞金は次の通りとする。
  - a) 優秀発表賞
    - ・表彰状及び副賞賞金 3000 円
  - b) 年間最優秀発表賞
    - ・表彰楯及び副賞賞金 5000 円
  - c) 若手研究奨励賞
    - ・表彰状
- 7) 受賞候補者をセンサネットワークとモバイルインテリジェンス研究専門委員会に報告し、承認を得る。

#### 附則

本規程の改訂は、センサネットワークとモバイルインテリジェンス研究専門委員会の承認を得るものとする。

本規程は、センサネットワークとモバイルインテリジェンス研究専門委員会の Web で公開する。